

**夜間、休日納税相談・
納入窓口を開設します**

- ▼日時 6月25日(木)・26日(金)：20時
まで、27日(土)：9時～17時
- ▼場所 税務グループ(市役所1階
3番窓口)
- ※市税のほか、給食費、公営住宅料、
保育料などの相談も受け付けます。
- ▼問い合わせ 税務G
(☎851155)

**経済センサスー基礎調査に
ご協力ください**

総務省は、7月1日現在で、平成21年経済センサスー基礎調査を行います。

この調査は、わが国における事業所・企業の産業や規模などの基本的構造を明らかにするとともに、その現状と推移を明らかにする最も基本的な統計調査で、国や地方公共団体の施策の重要な基礎資料として利用されます。

6月下旬から7月上旬にかけて調査員が伺いますので、調査票の記入にご協力をお願いします。

なお、調査員をはじめ、調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は固く守られます。

また、調査の結果を統計以外の目的(税務情報など)に使用すること

はありません。

▼問い合わせ 総務G

(☎851130)

**『一日行政相談』を
偶数月に開催しています**

国や特殊法人(公団・事業団・銀行・公庫)、北海道、市の業務に関する苦情や意見、要望をお持ちの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

- ▼日時 6月15日(月) 10時～12時
- ▼場所 登別郵便局(JR幌別駅西口前)
- ▼行政相談委員 前川博さん、垣内登紀子さん
- ▼問い合わせ 情報推進G
(☎6586)

職員は軽装で執務します

夏季における執務を効率的に行い、市民サービスの向上に努めるため、職員は軽装で執務を行いますので、ご理解をお願いします。

◎実施期間 6月1日(月)～9月30日(水)

問い合わせ
総務グループ(☎851130)

『申し込み』
『問い合わせ』
中の『G』は『グループ』の略です

**10月支給分の公的年金から市・道民税を
天引きする特別徴収制度が始まります**

申し込み・問い合わせ
税務グループ(☎851155)

◎特別徴収の対象となる方

前年中に公的年金などの支払いを受けている65歳以上の方(特別徴収する年度の初日に老齢基礎年金などの支払いを受けている方)が対象となります。

ただし、次の場合などは特別徴収の対象となりません。

- 老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満である場合
- 介護保険料が年金から天引きされていない場合
- 公的年金に係る市・道民税の額が、老齢基礎年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療保険料を控除した後の額を超える場合

◎特別徴収の対象となる税額

公的年金の所得に係る所得割額および均等割額

◎特別徴収の対象となる年金

老齢等年金給付が対象となります。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、市・道民税の特別徴収はされません。

◎特別徴収義務者

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いを行う者(『年金保険者』といいます)で、老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を徴収した月の翌月10日までに市町村に納入する義務を負います。

◎特別徴収が実施される時期

10月以降支払われる老齢等年金給付から実施されます。

○平成21年度の徴収方法

- 前半は、6月・9月に年税額の『4分の1』ずつを自分で納付(普通徴収)します。
- 後半は、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半分を差し引いた残りの額(年税額の『6分の1』ずつ)が特別徴収されます。

○平成22年度以降の徴収方法

- 前半は、4月・6月・8月支給分の年金から、前年度後半の特別徴収税額の『3分の1』ずつが天引き(仮徴収)されます。
- 後半は、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から前半(仮徴収)分を差し引いた残りの額の『3分の1』ずつが天引き(本徴収)されます。

年金特別徴収の出前説明会を行います

町内会や老人クラブ、パークゴルフ仲間など、年金からの市・道民税特別徴収について詳しく知りたい方10人程度で申し込みください。

日程調整の上、説明に伺います。